

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2016 年一般入学試験（後期募集） －

試験科目：民法（担当：法科大学院 教授 前田順司）

1 出題趣旨

試験問題は、民法総則の基本的な論点である有権代理と民法110条の表見代理の問題を取り上げ、その理解を問うものである。

設問1については、代理人が行った法律行為の法的効果が本人に帰属する理由について、民法99条が定めるところに従い、①代理人が本人から代理権を授与されたこと、②代理人がその権限内の法律行為をしたこと、③その際本人のためにすることを示したこと(顕名)の要件を満たす必要があることを述べ、上記各要件に従って、本件の事例に従い当てはめを行うことが求められている。

設問2については、民法110条が定める表見代理が成立する要件について、①基本代理権の存在、②代理人が基本代理権の範囲を超えた法律行為をしたこと、③顕名、④相手方が代理人に②の行為を行う権限があると信じたこと、⑤相手方がそのように信じたことにつき正当な理由があったことを挙げた上、本件の事例においては、①から④の要件を満たしているが、⑤については、CがBに乙土地売却の代理権があると信じたことについて正当な理由があったことをうかがわせる事情は全く出ていないので、Cにおいて乙土地売却の代理権の授与の有無を確かめることなくBに乙土地売却についての代理権があると信じたことに過失があるとして、⑤の要件を満たさないとの解答が求められている。

2 採点実感

上記のとおり、民法総則の基本的な論点をテーマにした問題であったため、その論点を取り上げて論述している答案は多かったが、他方、上記1に記載した民法99条及び同法110条の要件をもれなく記載した上で、本件の事例に従ってその要件に対する的確な当てはめを行っている答案は多くはなかった。法律が定める各成立要件を挙げ、その成立要件について出題された事例から具体的な事実を拾い出して当てはめることができるように訓練する必要があると感じた。

3 学習方法

民法の基礎的な論点を理解するためには、まず条文の規定をきちんと覚え、その条文が何を規定しているかを考え理解することが一番の基本である。今回の試験問題は、有権代理の法的効果と民法110条の表見代理の成立要件という民法

の基礎的な論点を問うものである。十分な解答ができなかった者は、もう一度基本に立ち返って勉強する必要がある。そのためには、一定の教科書を決めて、それを読みこなし自分のものにすることが大切である。教科書は、自分が読みやすいものでいいが、一般論としては、民法の解釈についての通説的な理解や客観的な判例学説の状況をコンパクトにまとめているものが学生にとっては分かりやすいであろう。